

令和7年会津美里町議会定例会5月会議

議事日程 第1号

令和7年5月16日（金）午前10時00分開議

故根本剛議員に対する追悼演説、黙祷
諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案の上程及び提案理由の説明
- 第3 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第4 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第5 報告第5号 専決処分の報告について（会津美里町税条例の一部を改正する条例）
- 第6 報告第6号 専決処分の報告について（会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例）
- 第7 報告第7号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について）
- 第8 同意第1号 会津美里町副町長の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１５名）

１番	櫻井幹夫君	９番	洪井清隆君
２番	小柴葉月君	１０番	堤信也君
３番	荒川佳一君	１１番	鈴木繁明君
４番	山内豪君	１２番	横山知世志君
５番	長嶺一也君	１３番	横山義博君
６番	村松尚君	１５番	根本謙一君
７番	小島裕子君	１６番	大竹惣君
８番	星次君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子弘君
会計管理者 兼出納室長	児島隆昌君
町民税務課長	大竹淳志君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課 主幹	福田富美代君
産業振興課長	鵜川晃君
建設水道課長	加藤定行君
教 育 長	歌川哲由君
こども教育課長	猪俣利幸君
生涯学習課長	小林隆浩君

○事務局職員出席者

事務局 長	川田佑子君
事務局次長 兼総務係長	小林一成君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和7年会津美里町議会定例会5月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○故根本剛議員に対する追悼演説、黙祷

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、去る4月18日に逝去されました故根本剛議員に対しまして、同僚議員の追悼演説を行います。

演説者は、8番、星次君であります。星次君、お願いいたします。

星議員。

〔8番（星 次君）登壇〕

○8番（星 次君） 追悼の言葉。

故根本剛議員の御霊に謹んで哀悼の意を表します。議員の突然のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

去る4月19日土曜日の午前9時頃に、議会事務局の川田局長から電話があり、根本議員が18日の午後8時頃にお亡くなりになったとのことでした。ええっ、何で。どうして。本当なのか。とても信じられない状態でした。それというのは、18日の午後に車で擦れ違って挨拶をしましたよね。根本議員の家は近くなので、行ってみたら、ご近所の方々も驚いておりました。あなたは、日頃から健康には一番気をつけて、毎朝夕には1万歩を目標に散歩をしていると我々議員に話されており、まねのできないことを実行されていると感心しておりました。そんなあなたが今ここにいないことは非常に残念でなりません。

根本剛議員は、明治大学法学部を卒業後、故伊東正義代議士の秘書として側面から議員活動を支えてきました。その後、その経験を生かすために、平成4年3月に旧会津高田町議会議員の選挙でトップ当選を果たし、議員になりましたことは、私は今でも覚えています。議員在職中に3回、副議長の要職に就き、議長の補佐役として議会運営と発展に寄与されました。また、令和5年11月からは会津若松地方広域市町村圏整備組合の議員及び副議長として、会津全体のまとめ役としての手腕を期待していた矢先でもあり、誠に無念であったろうと推測するところでもあります。まだまだ長い議員活動を生かして、ご活躍を願っていたのに残念でなりません。根本剛議員は、町議会議員として27年の長きにわたり、全国町村議会議長特別表彰を受けられ、我々の模範とするところでもあります。

また、自由民主党に長く所属されて、党の高田支部長として国政、県政の選挙には先頭に立って指導していた姿が目に見えます。そして、党員拡大にも多大な尽力をされました。まだまだ言い切れない数多くの功績はありますが、あなたと議員活動を一緒にできたことは私にとって大変光栄であり、誇りとしているところでもあります。

剛議員もご承知だと思いますが、今、町議会では議会改革として基本条例や議員定数の見直しを検討中で、これからが大事な中で、あなたのような高い識見と豊富な経験、強力な指導者がいなくなったことは非常に残念でなりません。まだまだご指導を賜り、議会がさらに進化に向けて行動を起こすためにも必要な人材でした。今後残された我々議員は、あなたの教訓であった二元代表制を基本として町民のために頑張る覚悟ですので、どうか安心して高い空から、我々議員を見守ってくださるようお願いいたします。長い間大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。さようなら。どうか安らかにお眠りください。合掌。

令和7年5月16日、議会運営委員長、星次。

○議長（大竹 惣君） それでは、根本剛議員に対しまして黙祷を行いますので、全員ご起立願います。

後方の遺影にお向きください。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（大竹 惣君） お直りください。着席ください。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時08分）

再 開 （午前10時09分）

○議長（大竹 惣君） 会議を再開いたします。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 諸般の報告を行います。

説明員の報告はお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

1 番 櫻 井 幹 夫 君

2 番 小 柴 葉 月 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第3号から報告第7号、同意第1号の計6議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和7年会津美里町議会定例会5月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、この場をお借りいたしまして、4月15日に告示されました町長選挙におきまして、無投票で再選をさせていただくことができました。改めて町政運営に尽力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本定例会にご提案申し上げます報告5件、同意1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第3号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年2月12日、町内字瀬戸町地内において、向羽黒山城跡整備資料室屋根からの落雪により物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金6,600円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第4号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年2月18日、町内字布才地地内において、町道舗装面の老朽化に伴う陥没により自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金4万2,740円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第5号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部改正に伴い、本条例に影響する条項について所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次の報告第6号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例に影響する条項について所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次の報告第7号は、専決処分の報告についてであります。本件は、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

当総合事務組合において組合を組織する地方公共団体の数を減少させる規約の変更があったことから専決処分したものであります。

次の同意第1号は、会津美里町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、現副町長の佐々木吉一氏が令和7年5月24日をもって任期満了となるため、新たに鈴木國人氏を会津美里町副町長として選任したいことから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は、昭和55年4月に旧本郷町役場に入庁され、市町村合併後においては農林課長、総務課長、政策財政課長を歴任されました。令和4年3月に定年退職された後は、会津美里町商工会事務局長として勤務され、これまでの行政経験を発揮し、本町商工業の発展に寄与されました。

以上のことから、鈴木氏は各般にわたり業務を精通されており、副町長として最も適任者であると考えているところであります。

なお、任期につきましては、令和7年5月25日から令和11年5月24日までとなります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、小林隆浩君。

〔生涯学習課長（小林隆浩君）登壇〕

○生涯学習課長（小林隆浩君） おはようございます。報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧ください。本件は、令和7年2月12日午後4時頃、町内字瀬戸町地内の向羽黒山場跡整備資料室の屋根からの落雪により、隣接する建物の引き戸を破損させる物損事故が発生しました。その後、令和7年3月24日、相手方でありますN教団代表Y氏と物損事故に係る損害賠償金につきまして、6,600円を支払うことで示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号を終了いたします。

○報告第4号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページです。提出案件資料1ページ中段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和7年2月18日午後6時30分頃、町内字布才地地内の町道、通称1号線において、舗装面の老朽化に伴う陥没によりタイヤを損傷させる自動車物損事故が発生いたしました。その後、令和7年3月24日、相手方F氏、会津美里町在住でございますと物損事故に係る損害賠償金について、4万2,740円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本件事故後、陥没箇所につきましては現在補修が完了していることを併せて報告いたします。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号を終了いたします。

○報告第5号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（会津美里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、大竹淳志君。

〔町民税務課長（大竹淳志君）登壇〕

○町民税務課長（大竹淳志君） 報告第5号 専決処分の報告について（会津美里町税条例の一部を

改正する条例)につきましてご説明申し上げます。

議案書 5 ページから 7 ページ、提出案件資料 1 ページから 2 ページ、参考資料、新旧対照表の 1 ページから 5 ページを御覧いただきたいと存じます。提出案件資料によりご説明させていただきます。本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布により、改正内容のうち、令和 7 年 4 月 1 日から施行される規定に関連する会津美里町税条例について引用する条項等を整理するため、所要の改正を行い、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

改正の主な内容ですが、1 点目は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正により、①、②及び④、⑥、⑦、⑧につきまして、引用条項の項ずれを整理する改正をすることとしたものでございます。

2 点目は、③でございますが、地方税法の改正により、新たな排ガス規制に対応した新基準、原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の標準税率の区分改正に伴い、所要の改正をすることとしたものでございます。

3 点目は、⑤でございますが、道路交通法の改正によるマイナ免許証の運用開始に伴い、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備をすることとしたものでございます。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとし、条例第 82 条第 1 項に係る軽自動車税の種別割に係る改正は、令和 7 年度以後より適用するものとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 5 号を終了いたします。

○報告第 6 号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第 6、報告第 6 号 専決処分の報告について（会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、大竹淳志君。

〔町民税務課長（大竹淳志君）登壇〕

○町民税務課長（大竹淳志君） 報告第 6 号 専決処分の報告について（会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書 8 ページから 9 ページ、提出案件資料 2 ページ、参考資料、新旧対照表の 6 ページを御覧いただきたく存じます。提出案件資料によりご説明させていただきます。本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の公布により、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

伝統技術や伝統産業、ICT人材を活用したデジタル分野等、地域特性を生かした産業成長による地域経済の発展を目的とした事業に対する課税免除の規定の改正であります。

改正の内容ですが、地方公共団体が作成する地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の国の同意期限及び課税免除の対象となる施設を設置する期限について、省令の一部改正により、それぞれ令和10年3月31日まで3年間延長することとしたものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしたものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号を終了いたします。

○報告第7号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、報告第7号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

〔総務課長（平山正孝君）登壇〕

○総務課長（平山正孝君） それでは、報告第7号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について）につきましてご説明を申し上げます。

議案書10ページ、11ページ、併せまして提出案件資料の2ページの⑤を御覧願います。それでは、提出案件資料によりご説明をさせていただきます。本件は、福島県市町村総合事務組合におきまして、組合を構成する地方公共団体の脱退により、数の減少及び規約の変更が生じたため、福島県市町村総合事務組合同規約の一部を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年4月2日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

変更内容といたしましては、構成団体の一つである南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散し、南会津地方広域市町村圏組合へ統合されたことから、組合を構成する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更したものであります。

なお、施行期日につきましては、知事の許可のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用するものであります。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号を終了いたします。

○同意第1号の議題、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、同意第1号 会津美里町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会 5 月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和 7 年会津美里町議会定例会 5 月会議を散会いたします。

散 会 （午前 10 時 32 分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 櫻 井 幹 夫

議 員 小 柴 葉 月